

令和6年11月27日

件名 冬の県民交通安全運動期間中における交通安全啓発活動の実施について

冬の県民交通安全運動期間（令和6年12月1日～10日）における交通安全啓発活動の一環として、市内小学校の交通少年団による朝の呼びかけ運動と、交通安全だるまの清掃を行います。いずれも、交通安全の啓発を行いつつ、児童自身の交通安全への意識を高める行事となります。ぜひ、取材くださいますようお願いいたします。

【交通少年団による朝の呼びかけ運動】

1 交通少年団について

本市では、児童の交通安全意識の向上を目的として、市内小学校が1年ずつ持ち回りで交通少年団を結成し、児童が主体的に交通ルールを学ぶと共に、交通安全を呼びかけるなどの交通安全啓発活動に参加できる機会を設けています。

本年度は、中室田小学校と南八幡小学校の2校が各校ごとに交通少年団を結成しており、以下の日程で朝の登校時間における全校児童への交通安全呼びかけ運動を行います。当日は、交通少年団が登校する児童に対して、交通安全啓発物（ポケットティッシュ）を配布したり、校門近くに停車したパトカーからマイクを使用し交通安全を呼びかけたりします。

2 冬の県民交通安全運動期間における朝の呼びかけ運動の日程について

(1) 中室田小学校 日 時 12月4日（水）午前7時30分～8時00分
場 所 中室田小学校 校門付近 （中室田町1561-1）
団員数 10名

(2) 南八幡小学校 日 時 12月6日（金）午前7時30分～8時00分
場 所 南八幡小学校 校門付近 （山名町24）
団員数 10名

【交通安全だるまの清掃】

1 交通安全だるまについて

交通安全だるまは、1994年（平成6年）に、交通安全の啓発と、日本一のだるま生産量を誇る「だるまの里」としての高崎市をアピールするため、だるま工房が集中する豊岡・八幡地域の国道18号線沿いに高崎観光協会が設置したものです。

1体のだるまの大きさは、高さ1m、胴回り約2m80cmで、5体のだるまの腹には、それぞれ「高崎市」「交」「通」「安」「全」の文字が入っています。

2 日程について

日 時 12月6日（金）午後2時00分～2時40分

場 所 交通安全だるま（5体）（高崎市下豊岡町国道18号沿い）

3 内容について

地元の豊岡小学校6年生15名が、交代で5体の交通安全だるまを拭いて1年間の汚れを落とし、交通安全を祈願します。その他の児童は、サイクリングロードの清掃活動を行います。

この清掃活動は、2005年（平成17年）から始まり、伝統文化や交通安全、環境美化への意識を高める行事となっています。

4 実施団体について

高崎市、高崎警察署、高崎交通安全協会、国土交通省高崎河川国道事務所
豊岡小学校6年生

5 その他

雨天中止

【取材について】

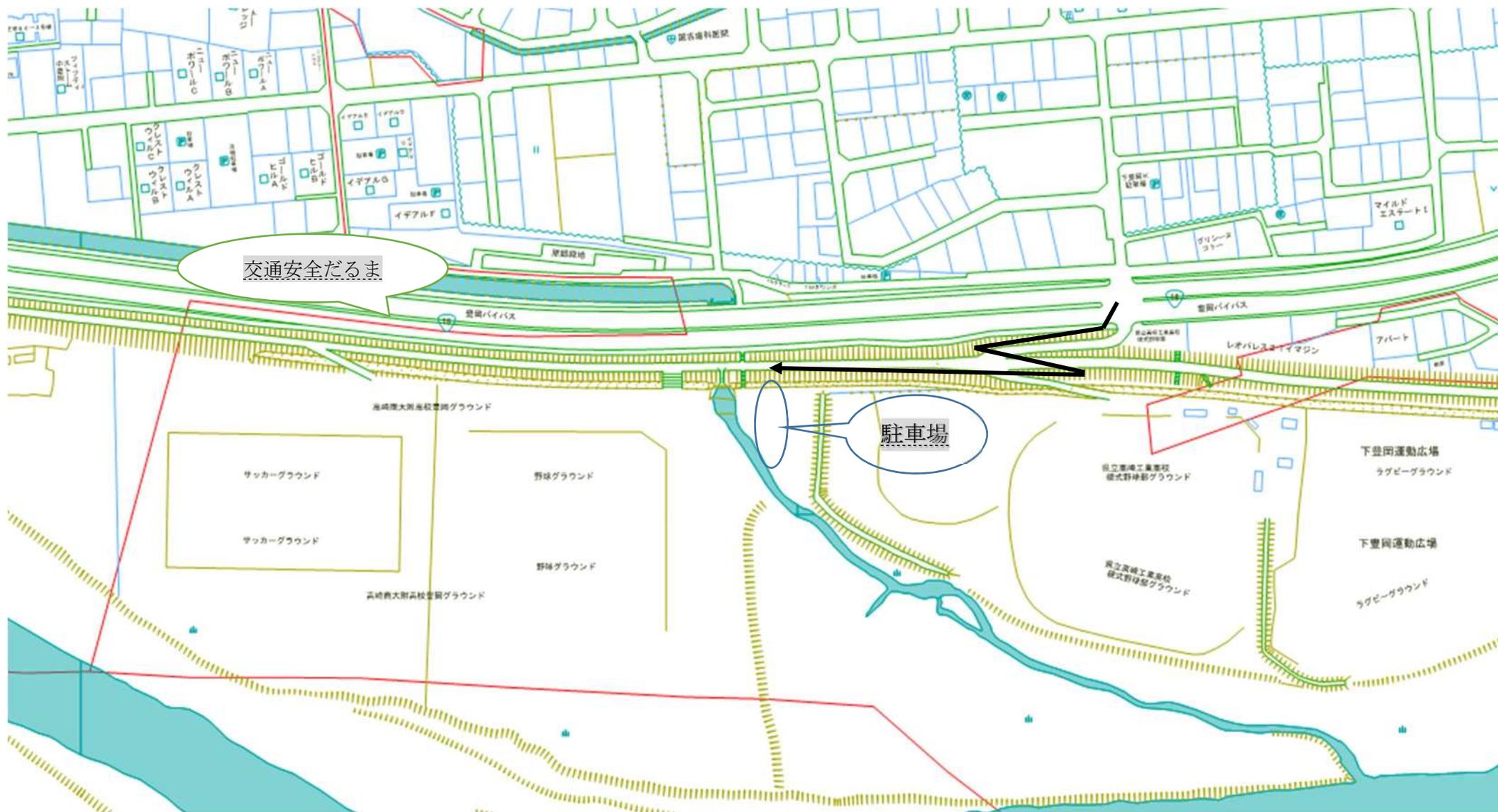
取材を希望される場合は、下記担当までご連絡いただきますようお願いいたします。

【本件に関する問い合わせ】

市民部地域交通課

電話:027-321-1231

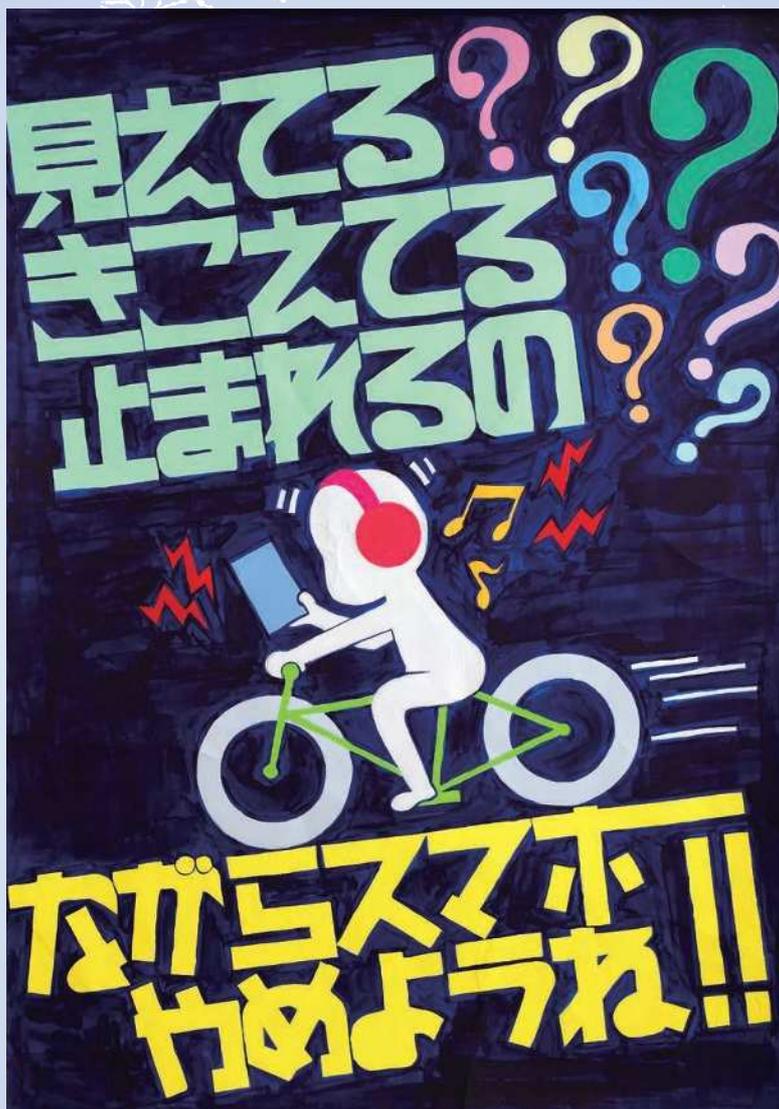
交通安全だるま位置：駐車場位置



冬の県民 令和6年 12月1日(日)~12月10日(火)

交通安全運動

サブスローガン
すぐやめてながら運転 事故のもと



年間スローガン
家庭でもみんなて語ろう 交通ルール

令和6年度JA共済群馬県小・中学生交通安全ポスターコンクール入賞作品
みなかみ町立みなかみ中学校2年生 小野 雪里彩 さんの作品



反射材を活用



自転車も安全運転



早めのライト点灯



飲酒運転の根絶

群馬県交通対策協議会

群馬県・群馬県警察・群馬県交通安全協会

冬の県民交通安全運動 **運動重点**

運動重点① 歩行者と自転車の交通事故防止

【歩行者は】

- 夕暮れ時や夜間の外出は、**明るく目立つ色の服**や**反射材**等を着用しましょう。
- **信号機を守って**、**横断歩道**のある場所を横断しましょう。

【自転車等の利用者は】

- 自転車に乗るときは、**ヘルメット**の着用に努めましょう。
- 群馬県交通安全条例に基づき、**自転車保険**に加入しましょう。
- 自転車等の交通ルール(**信号に従うこと**、**一時停止で停止すること**、**原則車道の左側を通行すること**、**夜間はライトを点灯すること**など)を守りましょう。
- 運転中の**ながらスマホ**はやめましょう。



運動重点② 早めのライト点灯と飲酒運転の根絶

【運転者は】

- 早めに**ライト点灯**と**ハイビーム**を活用しましょう。
- **飲酒運転は絶対にやめましょう。**
- 酒類が出る会合等に出席する場合は、公共交通機関等を利用しましょう。



【自転車は】

- 早めに**ライト**を点灯し**反射材**を活用しましょう。
- **自転車も飲酒運転は絶対にやめましょう。**



【家庭・学校・職場では】

- 明るく目立つ服装と反射材等の着用、早めのライト点灯について指導しましょう。
- 飲酒運転等の責任の重さなどについて話し合い、「**飲酒運転を許さない社会環境**」をつくりましょう。
- 運転者に対し飲酒運転の危険性や違法性を指導し、点呼時におけるアルコール検知器の使用を徹底しましょう。

自転車の **罰則強化**

スマホ・酒気帯び



自転車運転中の新たな罰則

携帯電話使用時 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

令和6年11月1日の
道路交通法改正で自転車の
「ながらスマホ」「酒気帯び運転」
に対する**罰則が強化**されました



群馬県警では「交通安全運動」の
動画を配信中です!!



公式Xで情報発信しています
フォロワー募集中!!

